

税務課よりお知らせ

この機会に自己資産をチェック!

固定資産課税台帳で確認を

閲覧・縦覧制度は、ご自分の固定資産税・都市計画税の課税内容の確認、他の土地や家屋との価格を比較して自分の資産価格が適当であるかを判断できる機会です。

次の日程で行いますので、この機会に自己資産をご確認ください。台帳を確認いただき疑問や不明な点がありましたらお尋ねください。

■無料閲覧・縦覧期間

4月1日(金)～5月31日(火)
8時30分～17時15分
(土、日、祝日は除く)

■閲覧・縦覧場所

税務課固定資産税担当窓口

◆閲覧制度とは

納税義務者等が自己の固定資産課税台帳を見ることができ

税の申告はお済ですか?

平成27年分の申告と納税の期限は下記のとおりです。まだ、お済でない方は、お早めに申告書の提出と納税をお願いいたします。

- A・市県民税の申告期限
- B・所得税の確定申告と納税の期限
- C・贈与税の申告と納税の期限
3月15日(火)まで(A～C共通)
- D・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限 3月31日(木)まで

■問い合わせ

- *Aについて
税務課市民税担当 (内線153～155)
- *B～Dについて
甲府税務署 ☎055-254-6105



きる制度です。

- ・期間 閲覧はいつでも可
- ・手数料 前記期間は無料
(期間外は1件300円)
- ・閲覧対象者 納税義務者、所有者、借地借家人
- ※代理人として閲覧する場合は閲覧対象者の委任状が必要

4月1日までに手続きを

軽自動車等の廃車・名義変更はお済みですか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等を売ったり、譲ったり、廃車にしたときは必ず所定の手続きをお願いします。また、転出や転入をしたときも早めに手続きを行ってください。

◆4月1日までに手続きを

4月1日までに廃車の手続きをすると、新年度分からの軽自動車税はかかりません。また、他人に譲ったときの名義変更手続きも4月1日までにすると、税金は前の所有者には課税されません。

要です。

※借地借家人またはその代理人が閲覧する場合は、契約書等の権利関係を示す書面が併せて必要です。

◆縦覧制度とは

固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額と、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、評価額が適正であるかを確認できる制度です。

・期間 上記期間のみ

- ・手数料 無料
- ・縦覧対象者 固定資産税の納税者
- ※代理人として縦覧する場合は、縦覧対象者の委任状が必要

※法人は代表者印を持参すれば委任状は不要です。(閲覧・縦覧共通)

■問い合わせ

税務課固定資産税担当
(内線156～158)

■問い合わせ・手続き先

車両の種類ごとに、次のとおり手続き場所が異なりますのでご注意ください。

*【軽自動車、軽二輪車】

山梨県軽自動車検査協会
☎050-338163121

*【小型二輪】

山梨運輸支局
☎050-55402039

*【原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー】

市税務課市民税担当
(内線153～155)